平成○○年(東)○号 申 立 人 X 外428名 被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

和解案受諾勧告書

平成30年12月21日

原子力損害賠償紛争解決センター 仲介委員 桑野 雄一郎 同 松本 佐弥香

第1 受諾勧告

仲介委員が平成30年10月1日付け和解案提示理由書で提示した和解案(以下「本和解案」という。)に対し、被申立人は、同年11月9日付け回答書(以下「回答書」という。)でこれを受諾できない旨を回答した。

しかしながら、以下第2で述べるとおり、被申立人が回答書で主張する内容は、何ら合理的な和解案拒否理由を見出すことができないものである。

よって、仲介委員は本和解案を維持することとし、被申立人に対して本和解案を速やかに受諾するよう勧告する。

第2 理由

(本書では、本和解案で定義した用語を引き続き用いる。)

1 回答書第2の2「玉野地区の空間放射線量によって、申立人らに、中間指針追補 を超えた精神的苦痛を発生させる法益侵害が発生したと考えることはできないこ と」について

被申立人は、玉野地区の積算放射線量は年間20mSvを超えない水準であって、科学的知見に基づけば、玉野地区の申立人らの生命、身体に対して具体的な危険が生じていると考えることはできないから、仮に申立人らに本件事故に伴う不安等が生じたとしても、それは「漠然とした不安感ないし抽象的な危惧感」であって、追補の想定を超えた法益侵害が発生したと考えることはできない旨を述べている。

しかしながら、ここで被申立人が論じているのは、空間放射線量が高いことによって生じる放射線被ばくによる直接的な健康被害や、その具体的な危険に対する不安感による精神的損害であって、本和解案が認定した損害とは大きく異なる。

すなわち、本和解案が認定した損害は、玉野地区の住民が、豊かな自然の恵沢の 上に生計を立て、これを基盤とする生活を営んでおり、そのような住民らの結びつ きによって形成された地域コミュニティの持つ自治機能等に支えられて安全かつ 安定した生活を送っていた(玉野住民の生活スタイル等)ところ、同地区が高い線量の放射能汚染を被った結果、その生活全体を根底から毀損されることとなり、複合的かつ広範な生活上の不利益を被ったこと(玉野地区特有の生活阻害)及び、生活全体を根底から毀損されたこと等から生活再建への深刻な不安等(生活再建への不安等)を抱かざるを得なくなったという玉野地区特有の事情によって生じた強い精神的苦痛としての損害なのであって(本和解案10~11頁、以下頁数のみ記載)、一定以上の空間放射線量が測定されること自体によって誰もが感じるであろう健康被害に関する精神的苦痛による損害とは異なるのであるから、被申立人の当該反論は、本和解案が認定した損害を否定する理由にはならない。玉野地区が自主的避難等対象区域の中でも非常に高い線量の放射能に汚染されたことによって、本和解案が認定した上記損害が発生したと認められることは、本和解案で既に述べたとおりであって、この損害は、積算放射線量が年間20mSvを超えていたか否かという単純な基準によって発生の有無が判断される性質のものではない。

なお、被申立人は、裁判例にも言及しているが、被申立人が本和解仲介手続で証拠提出して言及する裁判例は、本件事故時に旧緊急時避難準備区域に居住していた個人が、生活圏内に追加被ばく線量が年間積算1mSvを超える地点が存在する限り慰謝料が発生する等と主張した事案(東京高裁平成28年3月9日判決)や、本件事故時に東京都に居住していた個人が放射線被ばくへの慰謝料を求めた事案(東京高裁平成28年1月13日判決)についてのものであって、本件とは事案が異なり、本和解案が認定した損害を否定する根拠たり得るものではない。

2 回答書第2の3「玉野地区の空間放射線量が他の自主的避難等対象区域と比べて「非常に高い」とはいえないこと」について

本和解案は、玉野地区が本件事故により、自主的避難等対象区域に指定された地域の中でも非常に高い線量の放射能汚染を被った旨を認定した(4頁)。

これに対して、被申立人は、玉野地区以外の自主的避難等対象区域内の学校でも、 玉野小学校と同等以上の線量が複数測定されているから、玉野地区の学校だけが殊 更、高線量ということはできないと思料する旨を述べ、また、「玉野地区の年間の 積算線量は20mSvを下回っていると解するのが相当」であるとして、上記本和解 案の認定ができるほどの特有の事情が存在するとはいえない旨を主張する。

しかしながら、本和解案の上記認定は、本和解案4頁記載のとおり、空間放射線量についての客観的かつ公的な測定結果や資料に基づいて評価・認定したものであって妥当である。

本和解案は、玉野地区だけが殊更、高線量であったとして、その意味で「非常に高い線量の放射能汚染を被った」と認定したものではないし、また、積算放射線量が年間20mSvを超えているとして、その意味で「非常に高い線量の放射能汚染を被った」と認定したものでもないのであるから、上記被申立人の主張はいずれも上

記本和解案の認定を否定する理由にはならない。

そして、上記1の第3段落でも述べたとおり、本和解案が認定した損害は、一定以上の空間放射線量が測定されること自体によって誰もが感じるであろう健康被害に関する精神的苦痛による損害とは異なるのであるから、その発生の有無は、積算放射線量が年間20mSvを超えていたか否かという基準によって判断されるものでも、空間放射線量自体が他よりも殊更に高線量であったか否かという基準によって判断されるものでもない。

なお、被申立人も、その程度についての評価や表現の差はあるものの、線量が高かったことについては、「確かに、申立人らがご主張されているとおり、玉野地区は、自主的避難等対象区域の中でも、放射線量の測定値が比較的高く、被申立人としてもこの事実を否定するものではありません」(平成27年10月8日付け準備書面(4)等)ということは認めている。

3 回答書第2の4「特定避難勧奨地点の設定の検討等がされたことをもって玉野地 区が自主的避難等対象区域の中でも非常に高い線量とはいえないこと」について

被申立人は、結果として、玉野地区において特定避難勧奨地点の設定がなされた地点がないことや、仮に、玉野地区内に特定避難勧奨地点の設定がなされるほどの高い線量の地点が存在したとしても、玉野地区全体が年間の積算放射線量が20m Svを超える地区であったと考えることはできない旨を指摘して本和解案に反論するが、そもそも本和解案は、これらの事情も踏まえて検討した結果としての賠償案を提示しているものである。

すなわち、本和解案は、玉野地区全体が年間の積算放射線量が20mSvを超える地区であったとして、「自主的避難等対象区域の中でも非常に高い線量」であったと認定したものではないし、それを前提に損害を認定したものでもないのであるから、被申立人の指摘する事項はいずれも本和解案の認定を否定する根拠にはならない。

本和解案が認定した損害については、既に本和解案や上記1等において詳述しているとおりである。

なお、被申立人自身が回答書で述べるとおり、詳細調査は、事前の調査で「周辺 地域に比べ放射線量が高かった」地域について実施されたものであり、かつ、玉野 地区ではその全体が詳細調査の対象となっているのであるから、本和解案が、かか る詳細調査の実施自体を、玉野地区全体の線量が高かったことを認定する1つの根 拠としていることは何ら不合理ではない。

また、詳細調査は、自主的避難等対象区域の全体からすればごく一部の地域でしか行われておらず(他に詳細調査が行われたいわき市、福島市、本宮市、二本松市、伊達市では、各市の全域で実施されたわけではない)、その結果を比較しても、玉野地区の線量が高かったと評価することに何ら妨げのない結論が導かれることか

らも、被申立人の指摘するその他の事項も本和解案の認定を否定する根拠にはならない。

- 4 回答書第2の5「貴センターが認定する事実は玉野地区特有の事情ではなく,自 主的避難等対象区域でみられる事情であり、中間指針追補において考慮されている こと」について
- (1) 本和解案が認定した玉野地区特有の生活阻害については、既に本和解案10頁等で説明したとおりである。すなわち、本和解案は、玉野地区の住民が、豊かな自然に囲まれてそれを基盤とする生活を送っていたが故に、同地区が高い線量の放射能汚染を被った結果、その生活全体を根底から毀損されることとなり、複合的かつ広範な生活上の不利益を被ったのであり、その不利益が、被ばくを避けるための生活をすることによる一般的な日常生活阻害にとどまらないものであって、生活の基盤、糧が奪われ、自然との共生関係が壊され、地域コミュニティが毀損されたという点において、強度の精神的苦痛を伴うものであった旨を認定したものである。
- (2) この点、被申立人の主張する内容は、いずれも、本和解案が認定した複合的かつ広範な生活上の不利益に含まれる具体的な生活阻害を個別に取り上げて、当該生活阻害によって生じた具体的な損害の内容や程度が不明である旨を主張したり、当該生活阻害が他の自主的避難等対象区域においても広く一般的にみられる事情であって玉野地区特有の事情ではない旨等を主張するものである。

しかしながら、上記(1)記載のとおり、本和解案は、個々の生活阻害が全て玉野地区特有のものであると認定したわけでもなければ、個々の生活阻害のそれぞれから玉野地区特有の強度の精神的損害が生じたと認定したものでもないのであるから、かかる被申立人の反論は、本和解案を否定する根拠にならない。

(3) 例えば、被申立人は、「消防団が形成できないこと」や「玉野幼稚園や玉野小中学校が廃止される時期を相当早めたこと」等が生じさせた損害の具体的な内容や程度が不明であり、申立人らが他の自主的避難等対象区域の住民より大きな精神的損害を被ったとして一律に中間指針追補を超える慰謝料を認める合理的根拠たりえない旨を述べているが、本和解案は、これらの事情を、玉野地区の住民が被った複合的かつ広範な生活上の不利益に含まれる一つの要素として考慮しているのであるから、被申立人の主張は妥当しない。

なお、消防団が形成できないことは、住民の安全・安心な生活を保障する地域コミュニティの機能が毀損されて生じた生活上の不利益の一つの表れであり(6 頁、10頁)、また、玉野幼稚園や玉野小中学校が廃止されるに至ったことは、玉野地区の過疎化の進行の急激な加速が生じたことの一つの表れであり、廃止そのものは本和解案の対象期間後に生じたことであるものの、本和解案が認定した生活再建への不安等が杞憂ともいうべき漠然とした不安感に過ぎないものでは

なかったことを裏付ける事実の一つである(11頁)。

(4) また、被申立人は、本和解案が認定した個々の具体的な生活阻害に関して、平成23年10月20日に開催された第15回原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)で配布された(審15)資料5-3「『自主的避難』の実態について」を抜粋して、「貴センターが和解案提示理由書にて認定する事実は、原子力損害賠償紛争審査会が中間指針追補を策定する際に既に前提とされており、玉野地区特有の事情とは言えません」と述べる。

しかしながら、既述のとおり、本和解案は、個々の生活阻害そのものについて 必ずしも玉野地区特有のものであると認定したわけではない。例えば自家栽培の 野菜が食べられないことや子どもが外で遊べないことなど、1つ1つの生活阻害 を取り出せば、玉野地区以外の自主的避難等対象区域でも同様に生じうることは、 本和解案でも当然の前提としている。

追補は、自主的避難等対象者に「少なくとも共通に生じた損害を示す」こととし、また、「個別具体的な事情に応じて、これら以外の損害項目が賠償の対象となる場合や異なる賠償額が算定される場合が認められ得る」と述べていることからすれば、自主的避難等対象区域の全体に共通する損害を賠償するものではあっても、同区域で発生した損害を全て賠償するものではない(9頁)。審査会において、被申立人が指摘する上記資料が参照されたのだとしても、審査会は、その他の資料等も踏まえた上で、「少なくとも共通に生じた損害を示す」こととして追補を策定したのであるから、上記資料記載の事情や損害が、全て追補の賠償額に含まれていると解することはできないのであり、ましてや、本和解案が認定した損害を既に含むものであるとは到底認められない。

この点、玉野地区の住民は、追補が想定し、賠償を認めたところの、自主的避難等対象者に「少なくとも共通に生じた損害」としての、被ばくを避けるための一般的な日常生活阻害も被っていたといえるが(5頁)、同地区の住民が被った生活上の不利益は、かかる一般的な「少なくとも共通に生じた損害」にとどまるものではなかった。

すなわち、本和解案が認定した損害は、既述のとおり、玉野住民の生活スタイル等を前提として、同地区が高い線量の放射能汚染を被った結果、その生活全体を根底から毀損されることとなり、複合的かつ広範な生活上の不利益を被ったこと(玉野地区特有の生活阻害)及び、生活全体を根底から毀損されたこと等から生活再建への深刻な不安等(生活再建への不安等)を抱かざるを得なくなったという玉野地区特有の事情によって生じた強い精神的苦痛としての損害である。

このような損害が、他の自主的避難等対象区域全般でも同様に生じた損害であるとは認められないし、自主的避難等対象者に「少なくとも共通に生じた損害を示す」こととして策定された追補による賠償に既に含まれていると認めることは

できない。

(5) なお、被申立人は、「自主的避難等対象区域のうち52.8%が山林であり、 玉野地区だけではなく多くの山間地域が含まれていることからも、中間指針等の 策定においては、当然に山間部における住民の方々の生活実態が踏まえられてい るものと思料いたします」と述べる。

しかしながら、そもそも、土地の利用区分上の面積割合が被申立人の指摘する 割合であったとしても、人口密度の違いなどを考えれば、山間部の住民が自主的 避難等対象区域における典型的な住民として想定されていたとは考えられない のであるから、当然にその生活実態が踏まえられていると認めることはできない し、他に被申立人の上記推測を裏付ける資料も見当たらない。

また、仮に、同推測が裏付けられるとしても、玉野住民の生活スタイル等が他の自主的避難等対象区域全般や山間部において一般的にあるいは当然に見られるものでないこと、また、玉野地区の放射線量が他の自主的避難等対象区域と比較しても非常に高く、特定避難勧奨地点設定の検討がなされるほどのものであったことは本和解案で述べたとおりであり(9~10頁)、かかる生活スタイルの玉野地区にかかる高線量の放射能汚染が生じた結果、住民の生活全体が根底から毀損されることとなり、上記玉野地区特有の生活阻害と生活再建への不安等が生じるに至ったという事情は、玉野地区に特有のものといえる。このような玉野地区に特有の事情によって生じた強い精神的苦痛は、追補が自主的避難等対象者全般に少なくとも共通するものとして一般的に想定する精神的苦痛とは質的に異なり、量的にもそれをはるかに超えるものと推認されるのであるから、被申立人の主張は妥当しない。

5 結語

本和解案は、既に繰り返し説明してきたとおり、玉野住民の生活スタイル等を前提として、同地区が高い線量の放射能汚染を被った結果、その生活全体を根底から毀損されることとなり、複合的かつ広範な生活上の不利益を被ったこと(玉野地区特有の生活阻害)及び、生活全体を根底から毀損されたこと等から生活再建への深刻な不安等(生活再建への不安等)を抱かざるを得なくなったという玉野地区特有の事情によって生じた強い精神的苦痛としての損害を認定したものである。

被申立人が回答書で主張する内容は、結局のところ、空間放射線量そのものが、 玉野地区全体において積算放射線量が年間20mSvを超えていたと認められるの でなければ、追加賠償としての精神的損害を認めるべき法益侵害は発生しないとす る独自の見解を繰り返すに過ぎないものであり、上記本和解案が認定した損害を合 理的に批判するものではない。

また、被申立人は、本和解案が認定した複合的かつ広範な生活上の不利益の内容に含まれる個別の生活阻害が、他の自主的避難等対象区域でもみられる事情である

ことをもって、玉野地区特有の事情ではない旨も反論するが、本和解案は、「生活全体を根底から毀損されることとなり、複合的かつ広範な生活上の不利益を被ったこと」等が玉野地区特有の生活阻害であったと認定しているのであるから、被申立人のかかる反論も上記本和解案が認定した損害を合理的に批判するものではない。以上のとおり、被申立人が回答書で主張する内容は、何ら合理的な和解案拒否理由を見出すことができないものであるから、被申立人は、速やかに本和解案を受諾するよう勧告する。

以上